# IPUジェンダー自己評価「議会のジェンダー配慮への評 価に関するアンケート調査」関連資料

- 国会における女性議員数
- (1) 国会における女性議員数及びその割合

# 国会議員、直近の国政/統一地方選挙の候補者・当選者に占める女性割合

	R3 衆議院議員総選挙   国金議員数 (R3.10.31執行)			R1 参議院議員通常選挙 (R1.7.21執行)				H31 統一地方選挙 (H31.4.7 都道府県、指定都市執行 H31.4.21 市区町村執行)													
政党名					候補者			当選者			候補者			当選者			候補者			当選者	
	総数	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数	女性 割合 (%)	総数	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 人数	女性 割合 (%)
自由民主党	372	38	10.2%	336	33	9.8%	259	20	7.7%	82	12	14.6%	57	10	17.5%	2,744	179	6.5%	2,463	152	6.2%
立憲民主党	140	26	18.6%	240	44	18.3%	96	13	13.5%	42	19	45.2%	17	6	35.3%	617	169	27.4%	507	145	28.6%
公明党	60	9	15.0%	53	4	7.5%	32	4	12.5%	24	2	8.3%	14	2	14.3%	1,567	482	30.8%	1,559	481	30.9%
日本維新の会	56	7	12.5%	96	14	14.6%	41	4	9.8%	22	7	31.8%	10	1	10.0%	146	25	17.1%	91	17	18.7%
国民民主党	23	5	21.7%	27	8	29.6%	11	1	9.1%	28	10	35.7%	6	1	16.7%	331	46	13.9%	229	37	16.2%
日本共産党	23	7	30.4%	130	46	35.4%	10	2	20.0%	40	22	55.0%	7	3	42.9%	1,580	619	39.2%	1,212	509	42.0%
れいわ新選組	5	2	40.0%	21	5	23.8%	3	1	33.3%	10	2	20.0%	2	1	50.0%						
社会民主党	2	1	50.0%	15	9	60.0%	1	0	0.0%	7	5	71.4%	1	0	0.0%	114	20	17.5%	94	17	18.1%
NHK受信料を支払 わない国民を守る党	1	0	0.0%	30	10	33.3%	0	0	0.0%	41	5	12.2%	1	0	0.0%						
その他 (無所属、諸派等)	_ (注1)	- (注1)	-	103	13	12.6%	12	0	0.0%	74	20	27.0%	9	4	44.4%	11,275	1,402	12.4%	8,865	1,095	12.4%
	衆 465 参 242		衆9.7% 参 23.1%	1,051	186	17.7%	465	45	9.7%	370	104	28.1%	124	28	22.6%	18,374	2,942	16.0%	15,020	2,453	16.3%

- (注1) 国会議員数のうち、政党別の議員数は内閣府が各政党に対して調査した結果であり、その他(無所属、諸派等)については調査を実施していない。 全体議員数は、衆議院ホームページ(令和3年12月22日現在)、参議院ホームページ(令和4名3月1日現在)より内閣府において作成。 (注2) 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、統一地方選挙については、総務省提供資料より内閣府において作成。 (注3) 統一地方選挙における候補者・当選者の値は、都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。 (注4) 飲党名は、令和4年1月20日現在のもの。

# (2) 国会等における女性議員の比率

# 女性議員の比率

#### 1. 国会

	女性議員	議員数	女性議員数
	割合	報 貝 奴	メロ戦貝奴
衆議院	9. 7%	465	45
参議院	23. 1%	242	56
合 計	14. 3%	707	101

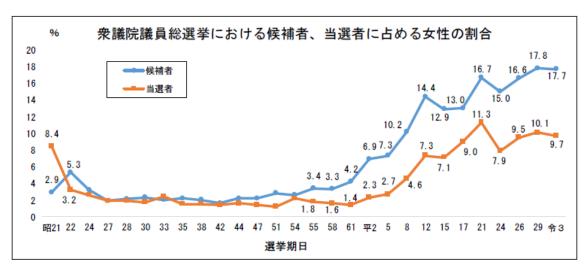
# 2. 地方議会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11. 6%	2, 621	305
市区町村議会	14. 8%	29, 606	4, 381
合 計	14. 5%	32, 227	4, 686

- (注1) 衆議院は2021年12月22日、参議院は2022年3月1日現在(衆議院及び参議院HPより)。 (注2) 都道府県議会は2021年8月1日現在(内開府調べ)。 (注3) 市町村議会は2021年12月1日現在(令和4年1月28日修正)(総務省調べ)。 (注4) 有権者に占める女性の割合:51.7%(「衆議院議員総選挙結果調」令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙連報結果より)。

(出所)上記(1)及び(2)内閣府男女共同参画局ホームページ資料 <https://www.gender.go.jp/research/pdf/joseikatsuyaku\_kadai.pdf>

# (3) 衆議院議員総選挙における当選者等に占める女性の割合の推移



(出所) 衆議院調査局第二特別調査室作成資料「各委員会所管事項の 動向(令和4年1月)」268 頁より作成

# 2 女性が衆議院内の要職に就いている数及びその割合

令和4年4月1日現在

	議長	副議長	各委員会 委員長等(※1)	各委員会理事等 (※2)
女性の人数	0 人	0 人	3 人	23 人
女性の割合	0.0%	0.0%	10.3%	10.3%

- ※1 各常任・特別委員会委員長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び政治倫 理審査会会長の人数及び割合
- ※2 各常任・特別委員会理事、憲法審査会幹事及び政治倫理審査会幹事の人数及び 割合
- ※3 割合については、小数点第2位を四捨五入
- ※4 なお、政治倫理審査会の幹事は1名欠員中

# 3 委員会・審査会別の男女双方の数

令和4年4月1日現在

					14 111	- ' - '	) I H 2001
常任委員会名	女性 (人		女性の 割合 (%)	特別委員会 · 審査会名	女性 (人)	男性(人)	女性の 割合 (%)
内	引 5	35	12.5%	災 害 対 策 特	3	37	7. 5%
総	务 5	35	12.5%	政 治 倫 理 特	1	39	2.5%
法	务 3	32	8.6%	沖縄 北方特	5	20	20.0%
外	务 4	26	13.3%	拉 致 問 題 特	4	21	16.0%
財務金	蚀 1	39	2.5%	消費者問題特	6	29	17.1%
文 部 科 5	学 9	31	22.5%	科 学 技 術 特	4	31	11.4%
厚生労(	動 5	40	11.1%	震 災 復 興 特	7	38	15.6%
農林水	<b>≟</b> 2	38	5.0%	原子力問題特	3	37	7. 5%
経済産	<b>集</b> 4	36	10.0%	地方創生特	7	33	17.5%
国 土 交 ;	<b>五</b> 4	41	8.9%	憲法	4	46	8.0%
環	竟 0	30	0.0%	情報監視	1	7	12.5%
安全保[	章 1	29	3.3%	政 治 倫 理	0	25	0.0%
国家基本政	策 5	25	16. 7%				
予	算 3	47	6.0%				
決算行政監	児 4	35	10.3%				
議院運	営 1	24	4.0%				
懲	司 0	19	0.0%				

<sup>※</sup> 割合については、小数点第2位を四捨五入。欠員は除いて計算。

# 4 過去5年間(平成29年~令和3年)に成立した主なジェンダー平等関連法

# (1) 閣法

成立時の 国会回次	法律名	概 要 (ジェンダー平等に関連する部分のみ)
204	育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法 律(令和3年法律第58号)	男性の育児休業取得促進等、男女ともに仕事と育児を両立のための改正
204	子ども・子育て支援法及び児童手当法 の一部を改正する法律(令和3年法律 第50号)	子育て支援に積極的な企業への支援 等、子育てと仕事の両立のための改正
204	ストーカー行為等の規制等に関する 法律の一部を改正する法律(令和3年 法律第45号)	GPS規制等
198	児童虐待防止対策の強化を図るため の児童福祉法等の一部を改正する法 律(令和元年法律第46号)	配偶者からの暴力の被害者の保護対 策の強化を図るため(DV防止法の一 部改正)
198	女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律等の一部を改正する法 律(令和元年法律第24号)	女性活躍の推進、ハラスメント対策の 強化
198	民事執行法及び国際的な子の奪取の 民事上の側面に関する条約の実施に 関する法律の一部を改正する法律(令 和元年法律第2号)	養育費請求権の強制執行に関する規 定の見直し(離婚後のジェンダー格差 の解消)
196	働き方改革を推進するための関係法 律の整備に関する法律(平成 30 年法 律第 71 号)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者 との間の不合理な待遇及び差別的取 扱いを禁止
196	民法の一部を改正する法律(平成 30年法律第59号)	女性の婚姻適齢を 16 歳から 18 歳に 引上げ
196	生活困窮者等の自立を促進するため の生活困窮者自立支援法等の一部を 改正する法律(平成30年法律第44号)	ひとり親家庭の生活の安定と自立の 促進
196	子ども・子育て支援法の一部を改正す る法律(平成 30 年法律第 12 号)	保育の需要増大への対応
193	刑法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 72 号)	強姦罪の構成要件等の見直し

# (2) 衆法

成立時の 国会回次	法律名	概 要 (ジェンダー平等に関連する部分のみ)
204	教育職員等による児童生徒性暴力等 の防止等に関する法律(令和3年法律 第57号)	教育職員等による児童生徒等に対す るわいせつ行為等の防止
200	母子保健法の一部を改正する法律(令 和元年法律第69号)	出産後も安心して子育てができる支 援体制の確保
197	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成30年法律第104号)	出生からおとなになるまでの成育過 程の各段階における必要な成育医療 等を提供するための施策の推進
196	政治分野における男女共同参画の推 進に関する法律(平成30年法律第28 号)	政治分野における男女共同参画の推 進に当たっての基本原則を規定

# (3) 参法

成立時の 国会回次	法律名	概 要 (ジェンダー平等に関連する部分のみ)
204	政治分野における男女共同参画の推 進に関する法律の一部を改正する法 律(令和3年法律第67号)	政党等の候補者の選定方法の改善や、 議員や候補者等に対する性的な言動 等に起因する問題の発生の防止
203	生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民 法の特例に関する法律(令和2年法律 第76号)	生殖補助医療により懐胎・出産する女 性の健康保護

- 5 「男女共同参画社会基本法」及び「政治分野における男女共同参画の推 進に関する法律」の制定経緯・概要
- (1) 男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 78 号)

#### ア 法律の制定経緯

国際婦人年に当たる昭和 50 (1975) 年、第1回世界女性会議が開催され、世界行動計画が採択された。同計画は、女性の地位向上に向けた包括的ガイドラインを示すとともに、各国政府に対し、国内法の整備等を要請するものであった。また、昭和 55 (1980) 年の第2回世界女性会議においては「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」、昭和 60 (1985) 年の第3回世界女性会議においては、婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略が採択された。さらに、平成2 (1990) 年には国連経済社会理事会において「ナイロビ将来戦略勧告」が採択され、女性の地位向上に向けた取組を更に加速していくこととされた。

こうした状況の下、男女共同参画審議会は、平成8 (1996) 年、「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律について、速やかに検討すべきである」との提言を行った。また、同審議会は、平成 10 (1998) 年、男女共同参画社会基本法の制定を提言した。これらを踏まえ、平成 11 (1999) 年、男女共同参画社会基本法57が成立した。

#### イ 平成13年の法改正

平成13(2001)年1月、中央省庁の再編に伴い、男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画会議が設置された。その際、内閣官房長官が男女共同参画担当の内閣府特命担当大臣に任命され、以降、男女共同参画担当の内閣府特命担当大臣が任命されるようになった。

## ウ 法律の主な内容

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成を促進するため、 基本理念等を定めるものである。政府は、同法に基づき、5年ごとに男 女共同参画基本計画を定めている。

-

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> 平成 11 年法律第 78 号。

# 男女共同参画社会基本法の概要

	・男女の人権の尊重				
	・社会における制度又は慣行についての配慮				
基本理念	・政策等の立案及び決定への共同参画				
	・家庭生活における活動と他の活動の両立				
	・国際的協調				
左发却片	政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況				
年次報告 	等についての報告を提出しなければならない。				
男女共同参	政府は、男女共同参画基本計画を定めなければならない。				
画基本計画					
	・男女共同参画基本計画に関し意見を述べる。				
男女共同参	・男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針				
画会議の所	等を調査審議する。				
掌事務	・必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各				
	大臣に対し、意見を述べる。				

# 参照条文

## ◆男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、 将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合 的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な 範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをい う。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施 策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有す る。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、 国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策 定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

(法制上の措置等)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本 理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じよう とする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これ を国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同 参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県 男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる 施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければ ならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を 深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及 び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報 の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参 画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議す ること。
  - 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理 大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が 任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員 の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。 (資料提出の要求等)
- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関 し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の目から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法 (平成9年法律第7号) は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」 という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定に より置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女 共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定によ り、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命された ものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会 設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期 の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女 共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者 は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長とし て定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指 名されたものとみなす。

(出所) e-Gov の法令検索より作成

(2) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)

# ア 法律の制定経緯

世界経済フォーラム58は平成18(2006)年以降、ほぼ毎年、ジェンダー・ギャップ指数を公表しているが、我が国はスコア及び順位が低く、中でも政治分野のスコア及び順位は著しく低い。

我が国のジェンダー・ギャップ指数

	スコア	<b>順位</b> (156 か国 中)
総合	0.656	120
経済分野	0.604	117
教育分野	0. 983	92
健康分野	0.973	65
政治分野	0.061	147

(世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2021」を基に内閣調査室作成)

このような状況の下、政治分野における女性の参画拡大を図るため、 平成30(2018)年5月、「政治分野における男女共同参画の推進に関す る法律」が議員立法により成立した<sup>59</sup>。

## イ 令和3年の法改正

同法の制定後も、政治分野における女性の参画が著しく拡大したとは言い難い状況にあったこと、また、地方議会の女性議員に対するセクハラやマタハラが絶えなかったことから、令和3(2021)年6月、候補者の選定方法の改善、セクハラ、マタハラ対策の実施等を内容とする法改正が行われた。

# ウ 法律の主な内容

同法は、政治分野における男女共同参画の推進を図るため、基本原則等を定めるものである。

World Economic Forum

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> 平成 30 年法律第 28 号。

# 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

	・衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、
	男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指
	す。
	・男女が性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮で
基本原則	きるようにする。
	・公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑か
	つ継続的な両立が可能となるようにする。
	・政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、関係
	機関等が適切な役割分担の下で積極的に取り組む。
国及び地方	政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施
公共団体の	策を策定し、実施する。
責務	
	・男女それぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定
政党その他	・公職の候補者の選定方法の改善
の政治団体	・公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の
の自主的な	育成
取組	・性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する
	問題の発生の防止及び適切な解決

#### 参照条文

◆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)

(目的)

第1条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣 その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しく は大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」とい う。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画 する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その 立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となるこ とに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、 政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地 方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に 関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効 果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するこ とを目的とする。

(基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共 団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補 者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限 り均等となることを目指して行われるものとする。

- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な 法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

- 第6条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第11条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、 当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の 関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第8条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による 公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立 を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する 取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。 (性的な言動等に起因する問題への対応)

第9条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第 10 条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第 11 条 国及び地方公共団体は、第 7 条から前条までに定めるもののほか、第 6 条の規 定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政 治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年6月16日法律第67号)

この法律は、公布の日から施行する。

(出所) e-Gov の法令検索より作成

# 6 女子差別撤廃条約及びその他の国際的なジェンダー平等の方針(主なもの)

# (1) 女子差別撤廃条約

# ア 正式名称

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」 (Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)

# イ 女子差別撤廃条約の効力発生までの主な流れ

年月日		主な流れ
1979(昭和 54)年	12月18日	第 34 回国連総会において採択
		(賛成 130 (含日本)、反対 0、棄権 11)
1980(昭和 55)年	3月1日	署名のため開放
	7月17日	日本署名
		(デンマークで開催された国連婦人の十
		年中間年世界会議の際、駐デンマーク大
		使が署名)
1981(昭和 56)年	9月3日	発効
		(20番目の批准・加盟国(セントヴィンセント及
		びグレナディーン)の加入書寄託日の後 30 日
		目)
1985(昭和60)年	6月24日	国会承認 (第102回国会 (常会))
	6月25日	批准
		(科学万博賓客として来日中のデクエヤ
		ル事務総長に対し、安倍外務大臣より批
		准書を寄託)
	7月25日	日本について効力発生

# ウ 女子差別撤廃条約の締約国数

2021年2月現在:189か国

# エ 女子差別撤廃条約(全文)(仮訳)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、 宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として 広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並び に他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献 することを確信し、

アパルトへイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、 侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に 不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女 の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及び このために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとる ことを決意して、次のとおり協定した。

#### 第 1 部

#### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及 び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な 措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

#### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、 女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有す ることを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するた めのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第4条

締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び 文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに 子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保す ること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するための すべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

#### 第2部

## 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において 公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する 権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

#### 第 10 条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを 目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、 女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一 の質の学校施設及び設備を享受する機会

- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。) 特に、男女間に存在 する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画 を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策 定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報 及び助言を含む。)を享受する機会

#### 第 11 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬 (手当を含む。)及び同一待遇についての権利 がびに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対 して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該 女子に対して特別の保護を与えること。

この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第 12 条

締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。) を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。 前項の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中 の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適 当な栄養を確保する。

#### 第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃する ためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する 権利

#### 第 14 条

締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス (家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。) を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。) の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団 及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及 び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

# 第4部

#### 第 15 条

締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女 に同一の権利を与える。

#### 第 16 条

締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃 するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次 のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)として の同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合には その制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上で ある。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、 利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め 及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含 む。)がとられなければならない。

#### 第5部

#### 第 17 条

この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2項から4項までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に 従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第 18 条

締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第 19 条

委員会は、手続規則を採択する。

委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第 20 条

委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。

委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第 21 条

委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第6部

#### 第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に 一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第 25 条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

- この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際 連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第 26 条

いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこ の条約の改正を要請することができる。

国際連合総会は、前項の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第 27 条

この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

#### 第 28 条

国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第 29 条

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、前項の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において前項の規定に拘束されない。

前項の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

# 第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語を

ひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# (2) 第4回世界女性会議北京宣言(1995(平成7)年9月)

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
- 2 国際連合創設 50 周年に当たる 1995 年 9 月、ここ北京に集い、
- 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進 することを決意し、
- 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境 の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
- 5 女性の地位は過去 10 年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均 衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、す べての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
- 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
- 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント(力をつけること)を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の誓約(コミットメント)を再確認する。

- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳 並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に 対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」 並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及 び女児の人権の完全な実施を保障すること。
- 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット —1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける 児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロ における人口と開発に関するもの、及び 1995年のコペンハーゲンにおける社会開 発に関するもの一でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
- 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
- 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、 道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その

完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を 保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス(参入)を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 14 女性の権利は人権である。
- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な 分担及び彼らの間の調和のとれたパートナーシップ (提携)が、彼ら及びその家族 の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
- 17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に 認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。
- 18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、 固く結びついている。
- 19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであ ろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー(社会的、文化的性差)に 敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、 立案、実施、監視することが必須である。
- 20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関 (NGO) 並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。
- 21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント(関与)が必要である。 世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント (誓約)を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位 向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

- 22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
- 23 女性及び女児がすべての人権及び基本的自由を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。
- 24 女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置 をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を 除去する。
- 25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
- 26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。

- 27 女児及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療(プライマリー・ヘルスケア)の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
- 28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において 女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、 全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核 兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験 禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。
- 29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
- 30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。
- 31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。
- 32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住 民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面してい るすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障する ための努力を強化する。
- 33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
- 34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

- 35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも 国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を 含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女 性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。
- 36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント(関与)を必 要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環 境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それ は、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組み であることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊 に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能 な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤 の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であるこ とを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女 性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資 金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、 小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源、平等な権利、平等 な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定 過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント(関与)、世界の女性に 対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とする であろう。
- 37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き 国際協力及び援助を必要とするであろう。

- 38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。
  - (出所) 内閣府男女共同参画局ホームページ資料を基に作成 〈https://www.gender.go.jp/international/int\_standard/int\_4th\_beijing /index.html〉

# (3) 第4回世界女性会議行動綱領(1995(平成7)年9月)(抜粋)

# 「第1章 使命の声明」

- 1.この「行動綱領」は、女性のエンパワーメント(力をつけること)に関するアジェンダ(予定表)である。これは、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(注 1)の実施と経済的、社会的、文化的及び政治的意思決定の完全かつ平等な分担を通じて、公的及び私的生活のすべての分野への女性の積極的な参加に対するあらゆる障害の除去を促進することを目的とする。これはまた、家庭、職場及び広くは国家社会及び国際社会における女性と男性の権力及び責任の分担の原則を打ち立てることである。女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である。女性と男性の平等に基づく変容したパートナーシップが、人間中心の持続可能な発展の条件である。21 世紀の挑戦に対処するべく、女性と男性が自らのため、その子どもたちのため及び社会のために共に働くことができるようにするためには、継続的かつ長期的なコミットメント(関与)が必須である。
- 2.行動綱領は、「世界人権会議」で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」(注2) に述べられている、女性及び女児の人権は普遍的人権の不可侵、不可欠かつ不可分 な部分である、という基本原則を再確認する。行動へのアジェンダとして、行動綱 領は、あらゆる女性の、そのすべてのライフサイクル(生涯)を通じての、あらゆ る人権と基本的自由の完全な享受を促進し、保護することを追求する。

#### $3 \sim 46$ (略)

- (注1)「『国連婦人の十年:平等、発展、平和』の成果の見直し及び評価するための世界会議(ナイロビ、1985年7月15日~26日)報告」(国連出版物、販売番号 E.85. IV.10) 第 I 章、A 節
- (注2)「世界人権会議 (ウィーン、1993 年 6 月 14 日~25 日)報告」(A/CONF. 157/24 (PartI)) 第Ⅲ章

# 「第4章 戦略目標及び行動 G 権力及び意思決定における女性」

#### G 権力及び意思決定における女性

- 181. 世界人権宣言は、すべて人は自国の政治に参与する権利を有する、と述べている。 女性のエンパワーメント及び自立並びに社会的、経済的及び政治的地位の向上は、 透明で責任ある政治・行政及びあらゆる生活領域における持続可能な開発にとって不可欠である。最も個人的なレベルから高度に公的なものに至るまで社会の多くのレベルで、女性の願望にかなう生活の達成を阻む力関係が働いている。 女性及び男性の意思決定への平等な参加という目標の達成は、社会の構成をより正確に反映した均衡を与えるであろうし、民主主義を強化し、その本来の機能を促進するために必要なことである。政治的意思決定における平等は、それがなければ、 政府の政策決定に真に平等の次元を統合できる見込みはきわめて薄いものになる 梃子の働きをしている。この意味において、政治生活への女性の平等な参加は、 単に正義又は民主主義の要請というにとどまらず、女性の関心事項が考慮されるための必要条件とも見なされ得る。 あらゆるレベルの意思決定への女性の積極的な参加及び女性の視点の組入れがなければ、平等、開発及び平和という目標は達成できない。
- 182. ほとんどの国における民主化への広範な動きにもかかわらず、女性は政府の大半 のレベル、特に内閣その他の行政機関への参加が大幅に不足しており、また、立 法機関における政治的権力の獲得にも、「意思決定レベルの地位における女性比 率を 1995 年までに 30 パーセントにする。」という経済社会理事会が是認した目 標の達成にも、ほとんど進展がなかった。世界的に見て、女性は立法機関で10パ ーセント、閣僚級の地位になるとさらに低い比率を占めているに過ぎない。それ どころか、根本的な政治的、経済的及び社会的変革の過程にある国々を含むいく つかの国では、立法機関に代表される女性の数に相当な減少を見ている。女性は、 ほぼすべての国で全選挙民の少なくとも半数を占め、ほぼすべての国連加盟国で 選挙権と公職に就く権利を獲得したにもかかわらず、公職の候補者になる女性は 依然としてひどく不足している。多くの政党及び政治構造の伝統的な運営型式は、 相変わらず女性の公的な生活への参加を阻む障害になり続けている。差別的な態 度や慣行、家族及び育児の責任、そして公職を求めかつ保持するための高い代価 ゆえに、女性は公職の追求を諦める可能性がある。政治に携わり、また、政府及 び立法機関の意思決定の地位にある女性は、政治的な優先事項を定義し直し、女 性のジェンダーに固有の問題、価値観及び経験を反映し、かつそれに対処する新 しい項目を政治的課題にし、並びに主流の政治問題に関して新たな視点を提供す ることに寄与している。
- 183. 女性は、地域社会及び非公式な組織、並びに公職においてかなりの指導力を実証してきた。しかし、社会化と、メディアを通じた固定観念を含む、女性及び男性に対するマイナスの固定観念が、政治的な意思決定が男性の領分にとどまる傾向を強化している。同様に、芸術、文化、スポーツ、メディア、教育、宗教及び法律の分野で、意思決定の地位における女性の参加不足が、多くの主要な制度に女性が重大な影響を与えることを阻んでいる。
- 184. 政党、使用者団体及び労働組合の意思決定機関のような権力への伝統的な道への アクセスを制限されたために、女性は特に非政府機関の分野において、それに代 わる構造を通じて権力へのアクセスを獲得してきた。非政府機関及び草の根団体

を通じて、女性は自分たちの利益と関心を明確に述べることができ、女性問題を 国内、地域及び国際的な課題にしてきた。

- 185. 公的分野における不平等は、往々にして、前述のパラグラフ 29<sup>60</sup>で述べられたように、家庭の中の差別的な態度と慣行及び女性及び男性の間の不平等な力関係から始まる可能性がある。不平等な力関係に基づいた家庭内の労働と責任の不平等な分担もまた、時間を見つけてより広い公の討論の場における意思決定への参加に必要な技能を開発する女性の潜在能力を制限している。これらの責任が女性及び男性の間でもっと平等に分担されるなら、女性及びその娘たちの生活の質がよくなるだけでなく、その利益が認識され対処されるように、彼らが公共の政策、実行及び支出を策定・計画する機会を増進することになる。支配的な男性気質を反映する地元の地域社会レベルの非公式なネットワーク及び意思決定パターンが、政治的、経済的及び社会的生活に平等に参加する女性の能力を制限している。
- 186. 地方、国、地域及び国際レベルにおける経済的及び政治的意思決定者の間の女性 比率の低さは、積極的措置を通じた対処が必要な、構造的及び態度上の障害を反 映している。政府、多国籍及び国内企業、マスメディア、銀行、学術・科学機関、 並びに国連システムにおけるものを含む地域及び国際機関は、トップレベルの管 理職、政策決定者、外交官及び交渉担当者としての女性の才能を十分に活用して いない。
- 187. あらゆるレベルにおける権力及び意思決定の公平な配分は、政府その他の行為者が、統計的なジェンダー分析を行い、政策の開発とプログラムの実施の中心にジェンダーの視点を据えるか否かにかかっている。意思決定における平等は、女性のエンパワーメントにとって不可欠である。いくつかの国では、積極的措置(アファーマティブ・アクション)が、地方政府及び中央政府における 33.3 パーセント以上という女性比率をもたらした。
- 188. 国内、地域及び国際統計機関は、経済及び社会分野における女性及び男性の平等な扱いに関する問題の提起の仕方について、未だに不十分な知識しか持っていない。特に、重要な意思決定分野における既存のデータベース及び方法の利用が不十分である。
- 189. あらゆるレベルの権力及び意思決定の分担における女性及び男性の間の不平等に 対処するに当たり、政府その他の行為者は、決定がなされる前に、それが女性及 び男性それぞれに与える影響の分析が行われるように、すべての政策及び計画の 中心にジェンダーの視点を据える、積極的で目に見える政策を促進すべきである。

29. 女性は、家族の中において重大な役割を果たす。家族は社会の基本単位であり、そのように

母性、母であること、親であること、及び出産における女性の役割が差別の根拠になることも、 女性の完全な社会参加を制限することも共にあってはならない。また、多くの国で女性がしば しば果たしている家族の世話における重要な役割にも、評価が与えられるべきである。

強化されるべきである。家族は、幅広い保護及び支援を受ける権利がある。異なる文化的、政治的及び社会的体制の中で、様々な形の家族が存在する。家族一人々々の権利、能力及び責任が尊重されなければならない。女性は家族の安寧及び社会の発展に多大な貢献を行うが、これはその重要性においてまだ完全に認識され又は考慮されていない。母性(マタニティ)、母であること(マザーフッド)、並びに家族における、また育児における親の役割の社会的意義が認められるべきである。育児は、親、女性及び男性、並びに社会全体の責任分担を必要とする。

# 戦略目標 G.1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を 保障するための措置を講じること

#### 取るべき行動

#### 190. 政府により:

- (a) 政府機関及び委員会、公的行政機関並びに司法部門において、例えば、あらゆる政府及び公的な管理的地位への女性及び男性の平等な参加の達成を目指す観点から、女性の数を実質的に増加するために、必要であれば積極的措置(ポジティブ・アクション)を通じて、特定の目標を設定して施策を実施することを含む、女性及び男性の均衡達成の目標を設定する公約を行うこと。
- (b) 選挙制度におけるものを含め、政党に対し、選挙によるもの及び選挙によらず に任用される公的な地位に女性を男性と同じ比率かつ同じレベルとするよう奨 励する施策を、適当な場合、講じること。
- (c) 政党及び労働組合の構成員となることを含め、政治活動に従事する、また、結 社の自由に対する女性及び男性の平等な権利を保護し、促進すること。
- (d) 選挙制度が女性議員の選出に及ぼす、男性の場合とは異なる影響を見直し、適当な場合、制度の調整又は改善を検討すること。
- (e) 公共及び民間部門のあらゆるレベルにおけるさまざまな意思決定の地位についている女性及び男性に関する数量的・質的データの定期的な収集、分析及び普及を通じて女性の代表としての参加の進展の状況を監視及び評価するとともに、政府のさまざまなレベルに適用されている女性及び男性の数に関するデータを毎年、普及すること。官職の全領域に女性及び男性が平等なアクセスを有するよう保障し、この分野の進展の状況を監視する仕組みを政府機構内部に設置すること。
- (f) 意思決定への女性の参加及び意思決定に与える影響並びに意思決定環境に関す る調査を行う非政府機関及び研究機関を支援すること。
- (g) あらゆるレベルの意思決定における、先住民女性のより大きな関与を奨励する こと。
- (h) 政府が資金供与している機関が、その組織内に女性の数を増し、かつその地位 を高めるために、非差別的な政策及び慣行を採用するよう奨励し、適当な場 合、保障すること。
- (i) 仕事と親としての責任を女性及び男性で分担することが、女性の公的生活への 参加を促進することを認識し、これを達成するために、家庭生活と職業生活を 両立させる措置を含め適切な施策をとること。
- (j) 国連機関、専門機関及び国連システムのその他の自治機関、特に上級ポストへの選出又は任命のために推薦される国内候補者の名簿において、男女の均衡を目指すこと。

#### 191. 政党により:

- (a) 女性の参加を直接・間接に差別するすべての障害を除去するために、政党の構造及び手続に関する調査を考慮すること。
- (b) すべての内部政策決定機構、並びに任命及び選挙のための候補者の指名過程への女性の完全な参加を可能にする新機軸の開発を考慮すること。
- (c) 自党の政治的課題にジェンダー問題を盛り込むことを検討し、女性が政党の指導部へ男性と平等に参加できるよう保障するための施策を講じること。

- 192. 政府、国家機関、民間部門、政党、労働組合、使用者団体、研究及び学術機関、 小地域及び地域機関、非政府及び国際機関により:
  - (a) 戦略的な意思決定の地位において、女性の指導者、幹部役員及び管理職者のクリティカル・マス(決定的多数)を樹立するための積極的措置(ポジティブ・アクション)を取ること。
  - (b) 適当な場合、上級レベルの意思決定への女性のアクセスを監視するための仕組 みを、創設又は強化すること。
  - (c) 諮問及び意思決定機関への採用及び任命、並びに上級ポストへの昇進のための 基準が妥当で、女性を差別しないものであることを保障するために、その見直 しをすること。
  - (d) 各組織のあらゆる領域のあらゆるレベルにおける意思決定機関及び交渉への平等な参加を含め、各組織における女性及び男性の間の地位上の平等を達成するために、非政府機関、労働組合及び民間部門の取組みを奨励すること。
  - (e) 社会における、また前述のパラグラフ 29<sup>61</sup>に定義したように家庭における男女 の新しい役割に関して、一般の議論を促進するためのコミュニケーション戦略 を開発すること。
  - (f) すべての女性、特に若い女性が、職場内訓練を含む、管理、起業、技術及び指導者訓練への平等なアクセスを持つよう保障するために、募集・採用及びキャリア開発のプログラムを再編成すること。
  - (g) キャリア設計、追跡調査、助言、実地指導、訓練及び再訓練を含む、あらゆる 年齢の女性のためのキャリア向上を目指すプログラムを開発すること。
  - (h) 国連の会議及びその準備過程への女性非政府機関の参加を奨励し、支援すること。
  - (i) 国連その他の国際フォーラムへ送る代表団の構成における男女の均衡を目指し、 また、支援すること。

#### 193. 国連により:

- (a) 国連憲章第101条第3項に従い、地理的にできるだけ広い範囲から職員を採用することの重要性に十分配慮しつつ、2000年までに、特に専門職レベル以上における全体的な女性と男性の間の平等を達成するため、既存の雇用政策及び措置を実施するとともに新規の政策及び措置を採用すること。
- (b) 国連機関、専門機関及び国連システムのその他の機関における上級ポストへ任命する候補者に女性を指名するための仕組みを開発すること。
- (c) 意思決定の地位にある女性及び男性に関する数量的・質的なデータを継続して収集・普及し、女性及び男性のそれぞれが意思決定に与える別々の影響を分析するとともに、2000年までに管理職及び意思決定の地位の50パーセントを女性が占めるようにする、という事務総長の目標の進展状況を監視すること。
- 194. 女性団体、非政府機関、労働組合、社会的提携者、生産者、産業及び職業団体により:
  - (a) 情報、教育及び啓発活動を通じて、女性の連帯を築き、強化すること。
  - (b) 女性が政治的、経済的、社会的な決定、過程及び制度に影響を与えることができるよう、あらゆるレベルで提唱し、選出議員がジェンダー問題への公約に関する責任を果たすよう働きかけること。
  - (c) データ保護の法規を遵守しつつ、上級の意思決定及び諮問的地位へ女性を任命 する際の利用に向けて、政府、地域及び国際機関、民間企業、政党その他の関

\_

<sup>61</sup> 前掲注60〔232頁〕参照。

連機関に普及するための、女性とその資格に関するデータベースを設置すること。

#### 戦略目標 G.2. 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること

#### 取るべき行動

- 195. 政府、国家機関、民間部門、政党、労働組合、使用者団体、小地域及び地域機関、 非政府及び国際機関、並びに教育機関により:
  - (a) 女性及び少女、特に特別なニーズを有するもの、すなわち、障害を持つ女性、 少数人種及び民族に属する女性が自己矜持を強めるよう支援し、意思決定の地位に就くよう励ますため、指導者訓練及び自己矜持の訓練を提供すること。
  - (b) 意思決定の地位への透明な基準を持つとともに、選考機関を男女の均衡のとれた構成にすること。
  - (c) 不慣れな女性のための助言(メンタリング)システムを創設し、また特に、指導力及び意思決定、演説及び自己主張並びに政治運動を含む訓練を提供すること。
  - (d) 非差別的な労働関係と労働及び経営のスタイルにおける多様性の尊重を促進するために、ジェンダーへの感受性を高める訓練を男性及び女性に提供すること。
  - (e) 女性に対し、選挙過程、政治活動その他の指導的分野に参加するよう奨励する ための仕組み及び訓練を開発すること。
- (出所) 内閣府男女共同参画局ホームページ資料を基に作成 <a href="https://www.gender.go.jp/international/int\_standard/int\_4th\_kodo/chapter4-6">https://www.gender.go.jp/international/int\_standard/int\_4th\_kodo/chapter4-6</a>. html>

# 7 ジェンダー平等に関する主な国内行動計画

(1) 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日 閣議決定)(抜粋) 第1部 基本的な方針

#### はじめに

政府が「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標(以下「「2020年30%」目標」という。)を掲げたのは、今から17年前の2003年のことであった。その後、第2次男女共同参画基本計画に「2020年30%」目標が盛り込まれ、官民においてその実現に向けた取組が進められてきた。しかしながら、第4次男女共同参画基本計画(以下「4次計画」という。)にもあるように、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。また、各種制度・慣行等も男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった。

「2020年30%」目標については、その水準の到達に向けて、官民の積極的な取組が行われてきたものの、現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況にある。その一方で、平成27(2015)年に成立した女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の実行や働き方改革等の推進を通じて、女性就業者数や上場企業の女性役員数が増加し、民間企業の各役職段階に占める女性の割合が着実に上昇しているなど、4次計画の下で、「30%」に向けた道筋をつけてきており、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきている。

我が国における取組の進展が未だ十分でない要因としては、①政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること等、②経済分野において女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること、そして、③社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在していること等が考えられると総括できる。また、国内外でセクシュアルハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させることが必要である。

加えて、令和2 (2020) 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められて

いる時代もない。

国際社会に目を向けると、諸外国の推進のスピードは速く、例えば、令和元 (2019) 年 に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)」では、我が国は153か国中121位となっている。男女共同参画はそれ自体が最重要課題であるが、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資を巡る競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わる。今が、国民一人一人の幸福 (wellbeing) を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。こうした危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。第5次男女共同参画基本計画は、以上のような観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して、策定されるものである。

#### 第2部 政策編

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 【基本認識】

- 女性は我が国の人口の 51.3% <sup>62</sup>、有権者の 51.7% <sup>63</sup>を占めている。政治、経済、 社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の 活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展、国民の価値観の多様化が 進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる 豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社 会の実現につながる。
- 政府は、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」(平成 2 (1990) 年)で示された国際的な目標である 30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、平成 15 (2003) 年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位 4に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」 65との目標を掲げ取組を進めてきたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されず、必要な改革も進まなかった。このため、4次計画においては、特に、将来指導的地位に成長していく人材を着実に増やすなど、30%という水準の実現に向けた道筋をつけることに取り組んできた。さらに、平成 27 (2015)年に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 66 (以下「女性活躍推進法」という。)を令和元 (2019)年に改正し、取組を強化した。また、政治分野においては、議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すという基本原則を掲げた、政治分野における男女共同参画推進法が平成 30 (2018)年に議員立法で成立し、同法に基づき各主体における取組が始まった。
- 一方、国際社会においては、平成 27 (2015) 年に国連で決定された「持続可能な 開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標 (SDGs) において、

63 総務省「参議院議員通常選挙結果調」(2019(令和元)年7月21日執行参議院議員通常選挙速報結果)。

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup> 総務省「人口推計」(2019(令和元)年10月1日現在)。

<sup>64</sup> 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020年30%」の目標)のフォローアップについての意見」(平成19年2月14日男女共同参画会議決定)において、「我が国が将来にわたり活力ある経済・社会を創造していくためには、政策・方針決定過程へ多様な視点を導入し、幅広い議論を行い、新たな発想を取り入れていく必要がある」等のことを踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とされている。

<sup>&</sup>lt;sup>65</sup> 「女性のチャレンジ支援策の推進について」(平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定)。

<sup>&</sup>lt;sup>66</sup> 平成 27 年法律第 64 号。

政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な 女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられているほ か、近年、G7、G20をはじめ、様々な国際会議や多国間協議においても意思決定 への女性の参画拡大が重要課題として取り上げられ、首脳級・閣僚級での様々な国 際合意がなされており、諸外国において女性の参画拡大が急速に進められている。

○ 我が国でも女性の参画拡大が進んできたとはいえ、諸外国における進展がより速く、我が国の指導的地位への女性の参画は、衆議院の女性議員比率が世界 190 か国中 167 位 (令和 2 (2020) 年 10 月現在) 67であり、また、いわゆる管理職 (管理的職業従事者)に占める女性の割合が、主な先進国ではおおむね 30%以上68となっている一方、我が国では 14.8% (令和元 (2019) 年) 69であるなど、国際的に見て非常に遅れたものとなっている。現時点において、女性の参画が進んでいる分野70もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、全体として「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」とした水準に到達しそうとは言えないものの、それに向けた道筋をつけてきた。政治分野では、国会議員の候補者71に占める女性の割合が上昇しているなど、政治分野における男女共同参画推進法に基づく取組が進んできている。経済分野では、女性就業者数72や上場企業の女性役員数73が増加し、民間企業の各役職段階74等に占める女性の割合が着実に上昇している。このように、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきており、今後、女性の参

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> 列国議会同盟(令和2(2020)年12月17日時点)。

<sup>&</sup>lt;sup>68</sup> 米国 40.7%、スウェーデン 40.2%、英国 36.8%、ノルウェー34.5%、フランス 34.6%、ドイツ 29.4% (ILO 'ILOSTAT' (令和 2 (2020) 年 12 月 17 日時点))。いずれの国も令和元 (2019) 年の値。「いわゆる管理職 (管理的職業従事者)」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。

<sup>69</sup> 総務省「労働力調査(基本集計)」。

<sup>70</sup> 国・地方公共団体の一部(国の審議会等委員に占める女性の割合 40.7%、都道府県審議会委員に占める女性の割合 33.3%等)、教育・研究分野の一部(教育委員に占める女性の割合 44.1%、短大教授に占める女性の割合 41.4%、日本学術会議会員に占める女性割合 37.7%等)、国際分野の一部(国際機関等の日本人幹部職員に占める女性の割合 51.1%等)等。短大教授に占める女性の割合は令和元(2019)年の値、それ以外は令和 2 (2020)年の値(内閣府男女共同参画局「令和 2 年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」)。

<sup>71</sup> 衆議院議員の候補者に占める女性の割合は平成 26(2014)年 16.6%、平成 29(2017)年 17.8%、 参議院議員の候補者に占める女性の割合は平成 28(2016)年 24.7%、令和元(2019)年 28.1% (内閣府男女共同参画局「令和 2 年度女性の政策・方針決定参画状況調べ」)。

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> 平成 27 (2015) 年 2,764 万人、令和元 (2019) 年 2,992 万人 (総務省「労働力調査(基本集計)」)。

<sup>&</sup>lt;sup>73</sup> 平成 27 (2015) 年度 1,142 人、令和 2 (2020) 年度 2,528 人 (東洋経済新報社 (2020) 『役員 四季報』)。

 <sup>74</sup> 部長相当職は平成27 (2015) 年6.2%、令和元(2019) 年6.9%、課長相当職は平成27 (2015) 年9.8%、令和元(2019) 年11.4%、係長相当職は平成27 (2015) 年17.0%、令和元(2019) 年18.9%(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の結果を元に算定)。

画が進んでいる分野の取組の共有や、進捗が遅れている分野の課題の分析に一層取り組み、各分野において女性の参画拡大を更に進め、キャリア継続や積極的な育成・ 登用を促進するなど、この道筋を一層強化しなければならない。

- 指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である。社会制度や慣行が男女のどちらか一方に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識、偏見等及び過去の差別や経緯に起因して生じた男女の置かれた社会的状況の格差の解消に取り組まなければならない。国際社会において、2030年までにジェンダー平等の達成を目指していることも踏まえ、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。このため、令和7(2025)年度末までに成果目標を着実に達成するとともに、指導的地位に占める女性の割合についてモニタリングを充実させ、これに基づき必要な対応を加速させるなど、取組を強化する。さらに、その水準を通過点として、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保され、女性の参画拡大が継続的に進展するよう取組を進め、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- 各分野の中でも、特に、政治分野における女性の参画拡大は重要である。民主主義社会では男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な国民の意見が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正かつ的確に反映され、均等に利益を享受することができなければならない。我が国は、例えば、衆議院議員に占める女性の割合は9.9%(令和2(2020)年11月現在)であるなど、議会に女性が少ない過少代表の状況であるが、政治分野が率先垂範してあるべき姿を示す必要がある。また、経済分野においても、将来にわたって多様性に富んだ持続可能な経済社会を実現するため重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していく必要がある。これらを通じて、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていく。

#### (出所) 内閣府男女共同参画局ホームページ資料より抜粋

<https://www.gender.go.jp/about\_danjo/basic\_plans/5th/index.html>

(2) 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022 (女性版骨太の方針 2022) (令和4年6月3日 すべての女性が輝く社会づくり本部/男女共同参画推進本部決定) (抜粋) <sup>75</sup>

# はじめに

#### 1. 我が国の現状と課題

男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範である。また、個性と多様性を尊重する社会の実現、我が国の経済社会の持続的発展において不可欠な要素でもある。

しかしながら、令和3年3月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では156か国中120位であることに表れているように、我が国の男女共同参画の現状は諸外国に比べて立ち遅れていると言わざるをえない。また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響は、男女共同参画の遅れを改めて顕在化させた。その背景には、昭和の時代に形作られた各種制度や、男女間の賃金格差を含む労働慣行、固定的な性別役割分担意識など、制度・慣行・意識の3つの要素が相互に強化し合っているという構造的な問題があると考えられる。とりわけ、人生100年時代を迎え、女性の人生と家族の姿は多様化しており、もはや昭和の時代の想定が通用しないのが実態である。

このような課題への対応の鍵となるのが「女性の経済的自立」である。これを「新 しい資本主義」の中核と位置付け、女性が直面する課題を一つ一つ解決し、令和の時 代において女性が経済的に自立して生きられる社会を実現する必要がある。

また、若い世代の身近な問題として顕在化したアダルトビデオ出演被害は、被害者の心身や私生活に長期間にわたって悪影響を与える重大な人権侵害であり、被害の発生・拡大防止に徹底した措置を講ずることが性を巡る個人の尊厳を保持するために不可欠である。性犯罪・性暴力や配偶者暴力等への対策、困難な問題を抱える女性への支援等を通じ、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する必要がある。さらに、諸外国の女性は普通に手にしているのに、我が国の女性には手に入らないと指摘されている事柄についても、速やかに改善が図られるべきである。

男性もまた男女共同参画社会の主役である。これまで、男性は、長時間労働等の昭和時代から続く慣行に阻まれ、家庭や地域における活躍の機会が相対的に少なかった。

\_

<sup>75</sup> なお、「IPUジェンダー自己評価『議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査』 に関する資料【議員用】」では、議員用アンケート問 20 の参考資料として、「女性活躍・男女共同 参画の重点方針 2021」(令和 3 年 6 月 16 日 すべての女性が輝く社会づくり本部/男女共同参画推 進本部決定)を掲載した。

女性の社会における活躍と歩調を合わせて、男性の育児等への参画や地域活動への参加を促し、男性ものびのびと生きやすい社会を実現する必要がある。

#### 2.「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」の基本的な考え方

政府は、一丸となって、男女共同参画社会基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会へ~(令和2年12月25日閣議決定、以下「5次計画」という。)」を着実に実行していく。特に、5次計画の中間年に当たる令和5年度に向けて、取組を更に加速させていく必要がある。このため、5次計画に掲げられた具体的な取組については、本重点方針における記載の有無にかかわらず、着実に実施する。その上で、5次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化を行うとともに、新たに取り組む事項として、

I女性の経済的自立

Ⅱ女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

Ⅲ男性の家庭・地域社会における活躍

Ⅳ女性の登用目標達成 (第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

について、政府全体として今後重点的に取り組むべき事項を定める。政府は、本重 点方針に基づき、横断的な視点を持って、速やかに各取組を進める。

#### Ⅳ 女性の登用目標達成 (第5次男女共同参画基本計画の着実な実行)

5次計画に掲げられた目標を着実に達成し、計画を絵に描いた餅にしないよう、目標の進捗状況を確認し、PDCAを回しながら、各府省において必要な施策を展開していく。このため、以下の(1)から(6)までに記載した内容を含め、5次計画における女性の登用・採用に関する全58項目の成果目標について、その達成状況を内閣府のホームページにおいて公表することで、進捗の「見える化」を行うとともに、達成状況の遅れているものについては、目標達成に向けた取組を更に加速させていく。

#### (1) 政治分野

○政治分野における男女共同参画の推進

令和4年4月に公表した政治分野におけるハラスメント防止のための研修教材について、各議会等における積極的な活用を推進するとともに、令和4年度以降、その活用状況等について、定期的に把握し、「見える化」を図る。【内閣府】

議員等に対する性的な言動等に起因する問題に係る相談体制の整備等の取組について、諸外国における具体的な取組事例に関する調査研究を行い、その結果について、各議会等に対し広く情報提供を行う。【内閣府】

地域における人口減少や高齢化が進行する中で、地方議員のなり手不足の解消にも 資する女性の政治参画の拡大に向けた方策について、地方議会の関係者等とも連携し つつ、様々な観点から議論し、広く発信するシンポジウムを開催する。【内閣府、総 務省】

#### (2) 行政分野

#### ○国家公務員の女性職員の職域の拡大に向けた取組

働き方について社会全体における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)の存在が指摘されていることを踏まえ、能力及び実績 による人事管理を前提としつつ、従来の人事慣行を見直し、女性職員の職域の拡大に 取り組むとともに、重要な職務経験の付与、研修機会の付与等により、女性職員の積 極的かつ計画的な育成を図る。【内閣官房、全府省】

#### ○国家公務員の女性職員の登用拡大に向けた取組

行政分野においては、国家公務員の各役職段階に占める女性の割合(令和3年:係長相当職(本省)27.7%、係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員25.5%、地方機関課長・本省課長補佐相当職13.3%、本省課室長相当職6.4%、指定職相当4.2%)を令和7年度末までに引き上げる目標(係長相当職(本省)30%、係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員35%、地方機関課長・本省課長補佐相当職17%、本省課室長相当職10%、指定職相当8%)を掲げているところ、これらの目標を達成するため、男性職員のみが配置されてきた管理職ポスト等に女性職員を配置するに当たって工夫した事例等、各府省等における女性職員の登用拡大に向けた取組について把握・分析し、優良事例の横展開を行う。【内閣官房】

#### ○男女問わず働きやすい環境整備

#### ①転勤に関する配慮

育児、介護等以外の時期に転勤等をさせて必要な職務経験を積ませ、登用に向けた 育成を行うことや、育児、介護等による時間制約のある職員に対しては、職員本人の 希望を踏まえて、転勤を所属の管区内等で行うことなど、転勤の多様性を確保するた めの各府省等における人事上の取組の工夫について把握・分析し、優良事例の横展開 を行う。【内閣官房】

#### ②テレワーク等の柔軟な働き方の推進

コロナ前の働き方に戻さないよう、テレワーク等の柔軟な働き方を引き続き推進する。人事院における「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り 方に関する研究会」の議論を踏まえ、令和4年度内にフレックスタイム制の見直し等 による勤務時間の弾力化について検討するとともに、健康確保の観点から、勤務が深 夜に及んだ場合の勤務間インターバルの確保の在り方についても検討を進める。【内 閣官房、(人事院)】

#### ○偏見や固定観念に基づく言動の改善

男女共同参画は、国際的に共有された規範であるという認識の下、各府省内で偏見 や固定観念に基づく言動があれば、それを指摘し、改善する。【全府省】

#### 【中略】

#### (6) 国際分野

#### ①女性外交官の活躍推進

在外公館の各役職段階に占める女性の割合(令和3年7月現在:公使、参事官以上7.5%、特命全権大使、総領事4.7%)などを令和7年までに引き上げる目標(公使、参事官以上10%、特命全権大使、総領事8%)を掲げているところ、これらの目標を着実に達成するため、人材の着実な育成や昇任意欲の向上につながる取組を進め、女性職員の採用拡大、能力向上につながる適材適所な人材配置を行うとともに、省内公募の活用、管理職や管理職候補への中途採用や民間登用の推進等により、管理職登用を直接行うだけでなく、中長期的な観点からもその候補者を増やす取組を進める。【外務省】

(出所) 内閣府男女共同参画局ホームページ資料より抜粋 <a href="https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html">https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html</a>